

特別養護老人ホーム等の設備及び運営の基準に関する条例・規則の改正

1 概要

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が公布され、その中において「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）」、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」の一部が改正され、令和3年4月1日より施行されることに伴い、静岡県においても関係条例及び規則の改正を行う。

2 条例の改正

(1) 対象条例

- ①軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第21号）
- ②養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第22号）
- ③特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第23号）

(2) 主な改正内容

項目	内容
利用者等の人権の擁護、虐待の防止（新設）	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (経過措置3年間)

3 規則の改正

(1) 対象規則

- ①軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第6号）
- ②養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）
- ③特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）

(2) 主な改正内容

項目	内容
①感染症対策の強化	感染症及び食中毒の予防等の対策を検討する委員会の開催、 指針 の整備、研修等に加え、訓練の実施を追加。 (経過措置3年間)
②業務継続に向けた取組の強化（新設）	感染症や災害の発生時に必要なサービスの継続的な提供体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施。 (経過措置3年間)

③高齢者虐待防止の推進（新設）	利用者の虐待防止等のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施。 前記の措置を適切に実施するための担当者の設置。 （経過措置3年間）
④ハラスメント対策の強化（新設）	男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた、適切なハラスメント対策の実施。
⑤会議や多職種連携におけるICT活用（新設）	運営基準等に定めのある各種会議等について、感染防止や多職種連携を促進するため、テレビ電話等の活用を可能とする。
⑥地域と連携した災害への対応の強化	非常災害対策として、消火設備等の設備の設置、災害の種別に応じた計画の策定、関係機関との通報・連絡体制や避難・誘導体制の整備、職員への防災教育、非常災害に備えた備蓄、避難訓練等の実施（地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携）に加え、避難訓練等に地域住民の参加が得られるような地域との連携を追加。
⑦認知症介護基礎研修の受講の義務付け（新設）	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講ずることを義務付ける。 （経過措置3年間）

4 施行日

令和3年4月1日